

東京大学インターナショナル・ロッジ規則

昭和58年4月1日

評議会可決

(設置)

第1条 東京大学に、研究教育の国際交流の促進に資するため、東京大学インターナショナル・ロッジ（以下「ロッジ」という。）を置く。

2 ロッジは、次に掲げるものをいう。

- (1) 駒場ロッジ本館
- (2) 駒場ロッジ別館
- (3) 柏ロッジ
- (4) 追分インターナショナル・ビレッジ
- (5) 目白台インターナショナル・ビレッジ

(施設)

第2条 ロッジには、研究者及び学生のための宿泊室並びに共用施設を設ける。

(管理運営責任者)

第3条 ロッジの管理運営責任者は、資産活用を担当する理事とする。

2 ロッジの入退去に関する事項については、管理運営責任者が決定する。ただし、外国人の入退去に関しては、国際を担当する理事の意見を聴くものとする。

3 ロッジの管理運営に関する重要事項は、関係理事等による協議を経て決定する。

(相談主事)

第4条 ロッジに、入居者の生活上の諸問題に関する指導、助言を行うため、相談主事を置くことができる。

2 相談主事は、東京大学の教員のうちから国際を担当する理事の意見を聴き、管理運営責任者が委嘱する。

3 相談主事の任期は、2年とする。

(使用)

第5条 ロッジの入居、退去、使用料その他のロッジの使用に関し必要な事項は、総長が別に定めるところにより設置する委員会の議を経て、管理運営責任者が定める。

(業務)

第6条 ロッジに関する業務は、本部資産企画課において処理する。

附 則

1 この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

2 東京大学外国人研究員等宿泊施設規則（昭和41年10月18日制定）は、この規則施行の日から廃止する。

附 則

この規則は、平成8年5月21日から施行し、改正後の東京大学インターナショナル・ロッジ規則の規定は、平成8年5月11日から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（抄）

（施行日）

- 1 この規則は、平成17年9月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年7月1日から施行し、改正後の東京大学インターナショナル・ロッジ規則第3条第2項の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成22年11月25日から施行し、改正後の東京大学インターナショナル・ロッジ規則の規定は、平成22年10月1日から適用する。

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。

（1） 東京大学インターナショナル・ロッジ使用細則（昭和58年4月1日制定）

（2） 柏の葉ロッジに係る東京大学インターナショナル・ロッジ規則及び東京大学インターナショナル・ロッジ使用細則の特例に関する規則（平成18年3月17日制定）

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年9月5日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。